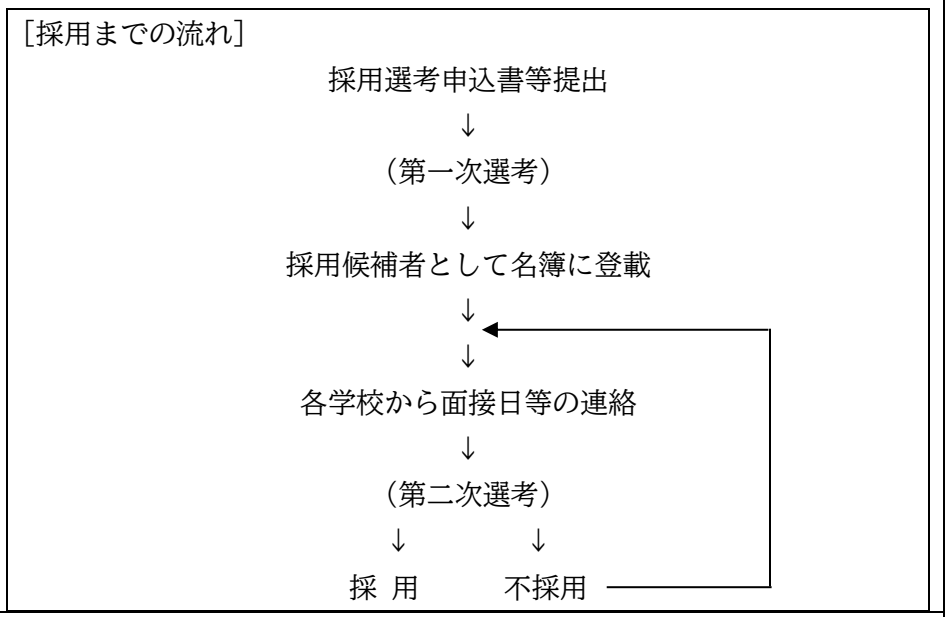
令和９年度港区会計年度任用職員募集要項（言語指導員）

令 和 ８ 年 11 月 27 日
港 区 教 育 委 員 会 事 務 局
学校教育部教育人事企画課

項目	内　容
職名	言語指導員
採用予定数	若干名
任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日 ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらずに再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和１０年４月１日以降の任用を保証するものではありません。
勤務場所	港区立小学校・中学校の特別支援学級
職務内容	障害のある児童の言語に関わる指導
応募資格・求められる能力	以下のいずれかの職を経験している者または有資格者 （１） 言語聴覚士 （２） 心理職 （３） 小・中学校教諭 （４） 小・中学校特別支援学級の教諭 （５） 特別支援学校教諭 ※　受験日当日に地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。 地方公務員法第 16 条（欠格条項） 1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務日数	週１日～４日
勤務時間	１日７時間３０分

休憩時間	６０分
週休日・休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日（１２月２９日から翌年１月３日までの日。）、国の行事が行われる日や区規則で定める日
報酬額	月額　　７１，６７２円～２８６，６９２円（地域手当相当分含む） ※上記の報酬額は令和８年１１月現在の金額です。今後の給与改定等により変更となる場合があります。
手当等	（１）通勤手当相当額を別途支給（上限あり） （２）期末手当・勤勉手当の支給あり（支給要件あり）
社会保険等	要件に該当した場合、健康保険（共済組合）、厚生年金及び雇用保険に加入 ※学校職員の健康保険は主に公立学校共済組合への加入となりますが、学校および区長部局（港区役所内等）で複数任用となる場合には条件が異なります。ご注意ください。
休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、育児・介護のための休暇・休業等（付与・取得要件あり）
応募方法等	１　応募方法 電子申請（Logo フォーム）にて受け付けます。 ※　電子申請が困難な場合は郵送で受け付けます。下記提出書類を港区教育委員会事務局教育人事企画課まで郵送又は持参してください（申込受付期間内の消印有効）。郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「言語指導員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、簡易書留等により郵送してください。 ※　提出書類は、採用選考に関連する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。 ※　提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。 ２　申込受付期間 令和８年１１月２７日から令和８年１２月１１日まで（消印有効） ※　上記申込期間を過ぎた後も、随時申込を受け付けます。ただし、令和９年４月１日からの任用には間に合わない場合がありますので、ご了承ください。
選考方法	１　第一次選考 書類選考（採用選考申込書により書類選考を行います。） ※　合否に関わらず、選考後に結果通知を発送します。 第一次選考通過者は、採用候補者として学校に公開する名簿に登載されます。名簿登載は、採用を保障するものではありません。名簿登載期間は登載日から令和１０年３月３１日です。 ２　第二次選考 各学校が名簿登載者の中から条件に適う方について、第二次選考（書類

<table>
<tr><td></td><td>審査・面接等）を行います。面接日等は、学校から連絡します。
　第二次選考の結果により採用を内定し学校からの連絡に基づいて採用手続きを勧めます。ただし、条件等の理由から、第二次選考の連絡がない場合もありますのでご了承ください。
　なお年度途中に欠員が生じた場合、学校から名簿登載者に面接の連絡をいたします。
３　採用
　第一次選考・第二次選考合格者が、採用されます。
［採用までの流れ］

</td></tr>
<tr><td>名簿登載の取消し</td><td>以下の事項に該当する場合は、登載期間に関わらず、名簿から削除します。
（１）選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
（２）心身の故障その他の理由により、港区教育委員会が会計年度任用職員としての適性を欠くと認めた場合
（３）選考申込者本人から、名簿登載辞退の申出があった場合</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td>（１）令和８年１２月２５日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
（２）特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じます。</td></tr>
<tr><td>申込及び問合せ先</td><td>〒１０５－８５１１　港区芝公園１－５－２５
港区教育員会事務局学校教育部教育人事企画課教職員人事係
（７階７０９番窓口）０３－３５７８－２７１６</td></tr>
</table>